

令和8年2月1日

県民への説明

福岡県久留米市梅満町1308番地1
特定非営利活動法人 障害者在宅就労支援ネットワーク福岡
高山 信武

1. 説明に係る事実

令和5年度および令和6年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2. 事業報告書等の提出がなされていない理由

法人としての活動がなかったため提出不要と誤解していました。

3. 今後の提出予定

今後総会の議決を得て、令和8年2月16日までに、提出することを約束します。

4. 事業報告書等の提出時期を遵守するための方策

今回、法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が科されるような事態が生じたことについて、理事会および総会で説明し、事務局の機能を強化します。